

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(人事課取扱い) 1
訓 令	
○鹿 児 島 県 行 政 事 務 改 善 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(人事課取扱い) 3

規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 33 号

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 122 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 8 条 第 1 項 の 表 総 合 政 策 部 の 部 総 合 政 策 課 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

| 国際戦略課 | 国際総務係 国際交流係 |

第 8 条 第 1 項 の 表 観 光 ・ 文 化 ス ポー ツ 部 の 部 国 際 交 流 課 の 項 を 削 り , 同 表 保 健 福 祉 部 の 部 生 活 衛 生 課 の 項 中 「 水 道 係 」 を 削 り , 同 表 危 機 管 理 防 災 局 の 部 危 機 管 理 課 の 項 中 「 危 機 管 理 課 」 を 「 危 機 管 理 防 災 課 」 に , 「 計 画 管 理 係 」 を 「 防 災 係 災 害 対 策 係 」 に 改 め , 同 部 災 害 対 策 課 の 項 を 削 り , 同 条 第 2 項 の 表 都 市 計 画 課 の 項 中 「 生 活 排 水 対 策 室 」 を 「 上 下 水 道 室 」 に , 「 生 活 排 水 係 」 を 「 生 活 排 水 係 水 道 係 」 に 改 め る。

第 10 条 第 2 項 の 表 中 「 危 機 管 理 課 」 を 「 危 機 管 理 防 災 課 」 に 改 め る。

第 17 条 の 2 第 3 号 中 「 及 び 子 ども 手 当 」 を 削 る。

第 18 条 の 2 を 第 18 条 の 2 の 2 と し , 第 18 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(国 際 戦 略 課)

第 18 条 の 2 国 際 戦 略 課 の 分 掌 事 務 は , 次 の と お り と す る。

- (1) 国 際 関 連 施 策 の 企 画 及 び 総 合 調 整 に 関 す る こ と。
- (2) 国 際 交 流 の 促 進 に 関 す る こ と (他 課 の 所 管 に 属 す る も の を 除 く。)。
- (3) 外 国 使 節 団 及 び 在 日 外 国 公 館 等 と の 連 絡 折 衝 に 関 す る こ と。
- (4) 通 訳 及 び 翻 訳 に 関 す る こ と。
- (5) 海 外 渡 航 に 関 す る こ と。
- (6) 在 日 外 国 人 に 関 す る こ と (他 課 の 所 管 に 属 す る も の を 除 く。)。
- (7) 友 好 国 及 び 友 好 地 域 並 び に 姉 妹 州 と の 交 流 に 関 す る こ と。
- (8) 海 外 移 住 及 び 青 年 海 外 協 力 隊 等 に 関 す る こ と。
- (9) 海 外 技 術 研 修 員 及 び 県 費 留 学 生 の 受 入 れ に 関 す る こ と。
- (10) 国 際 交 流 プ ラ ザ , ア ジ ア ・ 太 平 洋 農 村 研 修 セ ン タ ー 及 び 鹿 児 島 県 国 際 交 流 セ ン タ ー に 関 す る こ と。

第 18 条 の 12 を 次 の よう に 改 め る。

第 18 条 の 12 削 除

第 25 条 の 2 中 第 19 号 を 第 20 号 と し , 第 18 号 を 第 19 号 と し , 第 17 号 を 第 18 号 と し , 第 16 号 の 次

に次の 1 号を加える。

(17) 民有林の間伐の推進に関すること。

第 25 条の 3 中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 25 条の 4 中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 全国植樹祭の開催に関すること。

第 28 条の 6 中第 20 号を削り、第 21 号を第 20 号とし、第 22 号を削り、第 23 号を第 21 号とし、第 24 号から第 29 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 47 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(17) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の施行に関すること。

(18) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）の施行に関すること。

第 47 条第 2 項中「生活排水対策室」を「上下水道室」に、「第 16 号」を「第 18 号」に改める。

第 48 条第 1 項第 16 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第 48 条の 3 の見出しを「（危機管理防災課）」に改め、同条中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改め、同条第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「（災害対策課の所管に属するものを除く。）」を削り、同条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 防災研修センターに関すること。

第 48 条の 3 第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「（災害対策課の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 防災行政無線、消防防災無線及び水防無線に関すること。

第 48 条の 3 の 2 を削る。

第 58 条第 1 項地域保健福祉課の項第 17 号中「婦人の保護及び更生」を「困難な問題を抱える女性への支援」に改める。

第 102 条第 1 項の表相談部の部障害判定課の項中「判定第一係 判定第二係」を「判定係」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 鹿児島県中央児童相談所は、児童福祉法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 11 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく中央児童相談所とする。

第 146 条第 1 項の表鹿児島県始良家畜保健衛生所の項中「始良市」を

「霧島市」に改める。

第 166 条第 2 項行政第一課の項第 1 号中「内閣府」の次に「（こども家庭庁を除く。）」を加え、「及び財務省」を「財務省及び国土交通省（国土政策局、鉄道局、物流・自動車局、海事局及び航空局に限る。）」に改め、同項行政第二課の項第 1 号を次のように改める。

(1) 内閣府（こども家庭庁に限る。）、厚生労働省及び経済産業省所管に係る業務の処理に関すること。

第 177 条第 2 項の表知事秘書監の項の次に次のように加える。

人事調整監	人事課	人事行政の調整に関する事務
-------	-----	---------------

第 177 条第 2 項の表特産作物対策監の項を次のように改める。

かごしま茶 振興監	農産園芸課	茶の生産振興に関する事務の総括
--------------	-------	-----------------

第 177 条第 5 項の表産業政策総括監の項の次に次のように加える。

国際戦略総 括監	総合政策部	部長に直属し、国際関連施策に関する特命事項を処理する。
-------------	-------	-----------------------------

第 178 条第 2 項の表相談係長の項中「知的障害者更生相談所 北部児童相談所 大島児童相談所」を「知的障害者更生相談所 大島児童相談所」

「北部児童相談

に改め、同表相談第一係長の項及び相談第二係長の項中「大隅児童相談所」を
大隅児童相談
所
所」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和 38 年鹿児島県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条 第 1 項 第 16 号中「危機管理防災局危機管理課長」を「危機管理防災局危機管理防災課長」に改める。

(鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第 3 条 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和 61 年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 2 項中「鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室」を「鹿児島県土木部都市計画課上下水道室」に改める。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表 1 の項の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第 4 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表 1 の項の規則で定める事務を定める規則（平成 19 年鹿児島県規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「観光・文化スポーツ部」を「総合政策部」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第 6 号

鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部を改正する訓令

鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 4 項及び第 8 条 第 2 項中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。